平成２３年（フ）第８３５号
札幌市白石区本通17丁目南２番６号　ノースランドパートⅡ―205号
債務者　進藤　直樹
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５２号
札幌市厚別区厚別東４条４丁目13番20―307号
債務者　田中江美子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７３号
札幌市中央区南９条西７丁目２番32―101号
債務者　吉田　祥子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７号
群馬県高崎市筑縄町56―１　マンションドレイコ305　野口方、住民票上の住所群馬県高崎市下小塙町433番地14
債務者　藤原　　博
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第９０号
群馬県高崎市和田町７番13号　ハローハイツ405号
債務者　松尾いづみ
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１６１号
埼玉県熊谷市石原1252番地47
債務者　山田　恒夫
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４４号
千葉県東金市中野696番地７
債務者　高井　宏昌
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５２号
千葉県山武市大木769番地６
債務者　阿部　　匠
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第９号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目９番９号　エクレール山王101
債務者　小池　浩一
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第９４号
相模原市南区相武台３丁目22番１―301号
債務者　高橋　正人
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１０５号
相模原市中央区横山２丁目１番18号　スガハイム16横山403
債務者　永井みどり（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１１５号
相模原市中央区中央４丁目７番４号　大平荘102
債務者　中田　哲夫
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２５号
相模原市緑区西橋本３丁目10番40―208号
債務者　齋木　和彦
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２９号
相模原市南区大野台５丁目26番８号
債務者　潮田　政弘
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２０号
新潟県三条市田島２丁目23番９　Ａ―８、前住所新潟県三条市森町1381番地１
債務者　今井　信行
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２６号
新潟県燕市花園町２番287号　市営住宅287号、前住所新潟県燕市水道町４丁目17番５号みどり荘10号
債務者　高畑　俊明
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１５号
秋田県横手市十文字町梨木字羽場下62番地14　１号室
債務者　髙橋喜代紀
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
秋田地方裁判所横手支部